

令和7年度  
東京都動物愛護管理審議会  
第1回小委員会  
会議録

令和7年12月24日  
東京都保健医療局

(午前 10 時 00 分 開会)

○栗原動物愛護管理専門課長 定刻となりましたので、ただいまから東京都動物愛護管理審議会第 1 回小委員会を開催いたします。

私は、保健医療局健康安全部動物愛護管理専門課長、栗原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

それでは、まず、健康安全部長、中川より御挨拶申し上げます。

○中川健康安全部長 東京都保健医療局健康安全部長をしております中川と申します。

本日、委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、また足元の悪い中、本日の東京都動物愛護管理審議会小委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

10 月 27 日に開催いたしました審議会におきまして、知事から東京都における今後の動物愛護管理行政の在り方について諮問させていただきました。諮問事項につきましては、この小委員会を中心に専門的な御審議をいただきまして、来年 5 月前後に中間報告として取りまとめを考えております。限られた時間ではございますが、委員の皆様には御理解、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在、国においては、4 月から 6 月にかけて接種することになっております狂犬病の予防接種、これにつきまして、令和 9 年度から通年での接種が可能となるよう、狂犬病予防法施行規則の改正を予定しているところでございます。また、動物愛護管理法につきましても、改正を視野に現在、検討を進めているというふう聞いております。今後、動物愛護管理法に基づく基本指針の改正等、国の新たな動きがございましたら、委員の皆様方には適宜関連する情報を御案内したいと、このように考えてございます。

本日は、東京都動物愛護管理推進計画に基づく現行施策の評価、また施策展開の方向性につきまして御審議いただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、活発な御討議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○栗原動物愛護管理専門課長 中川健康安全部長は、この後所用がございまして退席させていただきます。御了承いただければと思います。

○中川健康安全部長 よろしく願いいたします。

(中川健康安全部長 退席)

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、続けさせていただきます。

本日、第 1 回の小委員会となります。委員の 8 名の皆様、全員御出席というところで始めさせていただきます。まず、委員の皆様を御紹介させていただきます。名簿順に御紹介申し上げます。

岩浪委員でございます。

○岩浪委員 よろしく願いいたします。

○栗原動物愛護管理専門課長 金谷委員でございます。

- 金谷委員 よろしくお願いいたします。
- 栗原動物愛護管理専門課長 佐久間委員でございます。
- 佐久間委員 よろしくお願いいたします。
- 栗原動物愛護管理専門課長 佐取委員でございます。
- 佐取委員 よろしくお願いいたします。
- 栗原動物愛護管理専門課長 高橋委員でございます。
- 高橋委員 よろしくお願いいたします。
- 栗原動物愛護管理専門課長 武内委員長でございます。
- 武内委員長 よろしくお願いいたします。
- 栗原動物愛護管理専門課長 中津山委員でございます。
- 中津山委員 よろしくお願いいたします。
- 栗原動物愛護管理専門課長 町屋委員でございます。
- 町屋委員 よろしくお願いいたします。
- 栗原動物愛護管理専門課長 皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては武内委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 武内委員長 小委員会委員長の武内でございます。委員の皆様の御協力の下、審議を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに入っていきたいと思っておりますけれども、本日の注意点を申し上げておきます。本会議は原則として公開となります。また、資料及び議事録についても原則公開とすることとなっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

では、次第に沿って議事を進めます。

本日は東京都動物愛護管理推進計画に基づく現行施策の評価と施策展開の方向性という議題が挙げられておりますので、事務局から関係資料の説明をお願いいたします。

- 栗原動物愛護管理専門課長 それでは、資料1について事務局より御説明申し上げます。お手元の資料を御確認ください。

東京都動物愛護管理推進計画の進捗状況等をまとめた資料になります。

事業は計画に基づく施策展開の方向、16の重点施策の実施状況として目出しした取組、具体的な事業を取りまとめたもの、概略を整理しております。16の施策ごとに現行施策策定後の令和3年度から令和6年度までの具体的な事業の実施状況を記載しております。一番右の欄なんですけれども、第1回審議会では委員の皆様からいただいた御意見、御質問等の趣旨を要約して、該当する施策の枠に記載してございます。

施策順にポイントを御説明いたします。

まず、施策展開の方向性の1番目、動物の適正飼養の啓発と徹底につきまして、施策の1番、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化についてですが、こちらは都民への普及啓発の取組についてまとめております。飼い主への啓発の更なる充実の欄を御覧い

ただきたいと思います。

動物を最後まで適正に飼うことに関する飼い主責任を促す普及啓発といたしまして、動物愛護週間中央行事をはじめとする各種イベントでの普及啓発や、動物販売業者に対して、ペット購入前の都独自の追加説明事項の周知協力を動物取扱責任者研修ですとか、監視の際などの機会を活用して依頼をしております。

この内容につきましては、審議会でも御質問を受けたところでございます。具体的な内容としましては、家族全員が飼うことに賛成しているかですとか、家族に動物アレルギーがある人はいないか、動物が飼養できる住宅に住んでいるか、それから、万が一飼えなくなったときのことを考えているかなど、飼う前に考えていただきたいこととして、10のチェックポイントを記載してございまして、購入者の自覚を促す目的でチェックする内容となっております。

また、適正飼養・終生飼養に係る情報発信ですが、ワンニャンとうきょうなどの動物情報専用サイトやウェブ広告、こちらではキーワード連動広告と書いてございますが、ウェブ広告を活用した啓発や適正飼養に関する講習会などを実施するとともに、高齢者のペット飼養などの問題が社会問題化する中、ペットと暮らすシニア世代の方へというパンフレットなどを作成し、ターゲットを絞った啓発を行っております。

それから、マイクロチップ装着等の制度の充実に向けた普及啓発としまして、動物病院やペットサロンなどを利用する犬や猫の飼い主をターゲットとし、リーフレット配布、アンケート調査などを行い、マイクロチップに関する制度周知、それから装着、登録を促す事業など、記載の取組を実施しているところでございます。

続きまして、施策2、犬・猫の適正飼養の徹底につきましては、記載の普及啓発事業などを実施しているほか、審議会でも活用状況について御質問をいただいているところでございます。関係する取組を進める区市町村を保健医療政策区市町村包括補助事業によりまして財政的に支援を行っております。

次に、施策3、地域における動物飼養等に関する問題の相談支援体制の整備、それから施策4の多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携、こちらについて併せて御説明させていただきます。

近年、高齢者のペット飼養に係る問題としまして、例えば、体力の低下ですとか病気などによりまして、ペットを飼い切れなくなったという御相談の事例が増加してきております。また高齢者に限った話ではないんですけれども、経済的な理由などで犬や猫の繁殖制限もしないまま多頭飼育状態となってしまっていて、飼い続けることができなくなってしまった、こういった状況に陥った事例も散発しております。こうした問題につきまして、身近な地域で相談ができ支援を受けられる体制を確保するため、地域のボランティア等と連携し、体制整備などに取り組む区市町村を包括補助により支援しております。

さらに、多頭飼育の問題につきましては、案件ごとに問題化した背景なども様々で、動物行政担当部署だけでなく、区市町村の福祉担当部門など多くの関係者が情報共有し、

連携を密にしながら早期に対応していく対応力の強化、こちらが求められているところ  
でございます。

令和3年度になります。環境省との多頭飼育対策推進モデル事業というのがござい  
まして、台東区と共同提案で実施をするほか、都内の福祉関係機関、具体的に言います  
と民生委員・児童委員の区市町村会長会など関係する会議で、多頭飼育による問題の早  
期発見、連携につきまして情報提供を行っているところでございます。

続きまして、施策5(2)に参ります。動物の遺棄・虐待防止に対する対策ですが、  
動物の遺棄・虐待は犯罪であるということについてウェブ広告を活用したホームページ  
での啓発や、それから新宿駅西口、今は工事でなくなっておりますが、大型デジタルサ  
イネージなどがございまして、こちらで動物虐待防止関係の映像を放映するなどして、  
都民にお伝えしてきているところでございます。

また、動物遺棄・虐待事例に対する職員の対応能力向上のために、環境省などが主催  
しております研修会等に職員を参加させ、事案に対応できる職員の人材育成を進めてい  
るところでございます。

続きまして、施策6、地域における適正飼養の推進のための人材育成を御覧ください。

東京都では、現在、約280名の方々に地域の動物飼養などに関する身近な相談窓口と  
なっていた動物愛護推進員を委嘱してございます。推進員の方々の活動に役立て  
ていただくよう研修会などを実施しております。令和3年度からは都内の獣医系大学と  
連携しまして、感染症予防や災害対策など、専門的内容についての研修会も実施してい  
るところでございます。

続いて、施策7になります。小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活  
動への支援を御覧ください。

教育現場における普及啓発の拡大については、小学校低学年を対象としました動物教  
室、具体的には犬との接し方や犬による咬傷事故防止などを目的として、小学校、児童  
館などで民間業者への委託により実施をしているところでございます。推進員の協力ボ  
ランティアを研修いたしまして、主に児童館などで教室に御参加いただいているところ  
でございます。

続きまして、二つ目の柱になります。動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組  
の推進でございます。

施策の8、地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及を御覧ください。

東京都では、動物愛護相談センターで引取り・収容される動物のうち、致死処分とな  
る数の多くを占めており、地域においてもふん尿や鳴き声など、苦情の原因となってい  
る飼い主のいない猫の問題につきまして、地域における課題として捉えていただいて取  
組をしていただく、こういった事業を進めております。

現在、区市町村における飼い主のいない猫対策につきましては、取組が円滑に進むよ  
う、二つの包括補助事業により区市町村支援を行っておりまして、現在、62区市町村

中 50 自治体でこれらの事業を活用いただいている状況でございます。

また、対策の現場でぜひ活用いただきたいということで、令和 4 年度には対策の進め方や取組の事例紹介などを盛り込んだガイドブックを増刷し、求めに応じて配布するなど取組を促すことを進めているところでございます。本施策は致死処分数の更なる減少を目指した取組の中で、言わば入口対策の一つとなっております。

次に、施策 9、動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理ですが、実施した事業は、センターに引取り・収容した動物の動物福祉に配慮した適正な飼養管理と、譲渡に向けた機能を強化するという取組となっております。健康状態の問題や、新たな飼い主に譲渡できるまでに馴化の問題を抱えるなど、中長期の管理を必要とする個体も多くございます。特に収容規模等に課題のある猫舎の飼養環境や管理方法につきまして機能改善に努めているところでございます。

また、都内獣医系大学に御協力いただきまして、譲渡対象の犬や猫について人へのおびえやフードガード、常同行動などといった問題行動の症例にアドバイスをいただいております。

本施策に関連しまして、審議会でも御意見も頂戴しておりまして、著しい攻撃性や咬傷癖、咬みつき癖などの問題を抱える個体の譲渡適性判断や問題行動への対応について、御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、施策 10、動物の譲渡拡大のための仕組みづくりでございます。

これは言わば出口対策である譲渡拡大促進といった取組になります。

まず、譲渡活動の連携協働の拡大ですが、センターの引取り収容動物の譲渡に協力いただく譲渡対象団体は現在、47 団体に御登録いただいております。また、11 月を都の独自の動物譲渡促進月間といたしまして、各種イベントなどにおいて譲渡促進の PR を実施しているところでございます。

それとともに、より譲渡を受けやすい環境の整備といたしまして、譲渡関係情報を先ほど御紹介しております「ワンニャンとうきょう」などにおいて集約いたしまして、ボランティア団体から譲渡を受ける方法であるとか、団体の譲渡会などの情報提供を行いまして活動を支援しているところでございます。

また、譲渡拡大の取組の推進といたしまして、平成 29 年度から離乳前子猫を育成譲渡するミルクボランティア制度などを行っているところでございます。譲渡の際に育成に必要なミルクや哺乳器具などといった消耗品などの物資支援を行っているところでございます。

なお、施策 10 では、計画の数値目標を掲げております。参考資料 11 に、現行計画における数値目標と現在の状況ということでお示ししているところでございます。

資料の左側、指標、それから令和 12 年度目標欄にありますとおり、現行計画に掲げた令和 12 年度目標につきましては、具体的な数値といえますより、現計画で目標としていた数値、これを実は令和元年度実績において全て達成しているということがござい

まして、この前の期の審議会の答申で御提言をいただきまして、具体的な数値目標ではなく、引取数、致死処分数についてはさらなる減少を、殺処分数についてはゼロを継続すること、それから犬及び猫の返還譲渡率については、さらなる増加を図ることを目指すべきところとしているところでございます。

この指標に関しましても、審議会で引取数を指標としたさらなる減少という目標につきまして、実態として高齢者からの引取りや多頭飼育崩壊事例などの所有者からの引取事例が今後増加する可能性もあるだろうということ、それから行政による所有者の引取りの状況であるとか、その役割などに関して都民への伝え方、それから問題行動への対応などに関する自治体間連携、そういったことにつきまして御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、資料1に戻っていただいて、施策11、動物取扱業への監視強化を御覧いただきたいと思えます。

動物取扱業につきましては、センターにおきまして登録申請の手続対応でございますとか、施設の検査、苦情対応等を含む監視指導業務を行っているところでございます。

東京都の特性を踏まえた効率的な監視指導というところですが、都内の第一種動物取扱業施設、第二種施設、これは年々増加してきております。デジタルツールを活用した監視手法の検討など効率的な監視指導の検討を行い、対応しているところでございます。

また、令和元年に改正のありました動物愛護管理法の段階的施行に合わせて、新たな規制の周知徹底、それから遵守基準に基づく監視指導を行うとともに、不適正な取扱いが疑われるなど、事業者の法令違反に対する厳正な対処といたしまして、令和4年度に不利益処分等取扱要綱等を改正いたしまして、行政処分等を行う際の基準を明確化し、円滑に運用をしているところでございます。

施策11につきましては、ふれあい展示などを行う動物カフェにおける動物の取扱いなどに関する御意見や、動物の譲渡ということで二つ目の柱である譲渡促進のところにも関係するところですが、第二種動物取扱業などにおける動物の保護譲渡について、適正な取扱いに関する御意見などをいただいているところでございます。

続きまして、施策12、業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進を御覧ください。

動物取扱業の業態はペットショップなどの販売業、ペットホテル、トリミングサロンなどの保管業など、同じ種別の中でも、業務内容だけでなく飼養施設の有無や第一種、第二種などの違い、それから取り扱う動物の対象などによりまして監視すべき項目は様々でございます。改正されました遵守基準について、パンフレットなどを活用し、業態に合わせた監視指導を行うとともに、営業者自らが施設の管理状況を確認できるような自主管理点検票をお示ししまして、研修、監視の機会を通じて責任者や営業者に対して活用を促しているところでございます。

それから、施策13になります。特定動物飼養保管許可及び適正飼養の徹底を御覧く

ださい。

特定動物の飼養保管許可については、令和元年度の法改正に伴い、愛玩目的としての許可が令和2年6月から認められなくなっているなど、規制が強化されており、新制度の周知徹底と、それに合わせた許可申請など対応を行っているところでございます。

続きまして、施策14、産業動物、実験動物の適正な取扱いの対応でございます。

監視指導等について、畜舎は鳥インフルエンザ対策など防疫上重要な対応を要する施設であり、家畜伝染病予防法を所管いたします東京都産業労働局の家畜保健衛生所による立入りに併せた監視などという形で対応を行っているところでございます。

続きまして、四つ目の柱になります動物由来感染症・災害時への対応強化でございます。

施策15、動物由来感染症への対応強化といたしましては、狂犬病対策として、マニュアルに基づく訓練の実施や狂犬病のモニタリング調査などを行っております。

身近な健康危機管理への適切な対処としまして、動物病院における動物由来感染症モニタリング事業をはじめとした各種調査や、令和7年には人と動物との共通感染症に関するリーフレットについて分かりやすい概要版を作成して、都民や事業者等の普及啓発を行っているところでございます。

続いて、施策16、災害への備えと発災時の危機管理体制の強化についてでございます。

事業者やボランティア等と連携した災害への備えに関する取組としましては、都と区市町村の合同開催となっておりますが、毎年やっておりますが総合防災訓練、これに東京都獣医師会、それから開催区市町村と共同参加を行うことをはじめとしまして、令和6年度には災害時動物ボランティア養成研修などを行っているところでございます。

施策16につきましましては、区市町村との情報共有などの連携や避難所開設運営等の現場となる避難所管理者への研修などについて御意見を頂戴しているところでございます。避難所設置主体となる区市町村の対応強化、ボランティアの受入れや広域調整の仕組みづくりとしまして、包括補助事業により区市町村の災害時動物救護事業への財政的支援を行うとともに、動物行政担当者の会議体でございます動物行政検討会での普及啓発資料作成や、動物担当部署だけでなく、防災担当部署の職員も対象といたしました講習会を実施しているところでございます。

駆け足となりましたが、資料1の説明は以上となります。

なお、審議会でいただいた御意見につきましては、後ほど御意見いただきます現行の取組への評価ですとか、課題認識としまして資料に落とし込んで反映させていただいていることを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○武内委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたし

ます。

はい、お願いします。町屋委員。

○町屋委員 ありがとうございます。日本動物福祉協会の町屋です。御説明ありがとうございました。

私から、まず施策展開の方向性の1と2について意見と要望をお伝えできればと思っています。この1と2については、切り離して考えることはできないと考えています。例えば、重点施策4の多頭飼育問題では、早期発見、早期対応が進められたとしても、行政による引取りが必要になるような事例というのは必ず発生してくると思われれます。その場合、行政は公衆衛生の確保、そして動物と飼い主などの人を含む福祉を守るという観点から引き取りを行うことになると思います。

また、多頭飼育現場から保護される犬猫について、実際に現場で対応されている方々は御存知かもしれませんが、人馴れしていない個体や重篤なけがや疾病を抱えている個体、さらには遺伝性疾患を持っている個体も多く見られます。そのため、行政がこのような動物に関係するような社会問題に真摯に対応すればするほど、結果として引取頭数が増加し、やむを得ず致死処分の判断をせざるを得ない状況になっていくと考えております。

そこで参考資料11の現行計画における数値目標、特に令和12年度の目標のところでありますけれども、ここの引取数に関して、審議会のときも申し上げましたとおり、さらなる減少を図るということは、東京都はもう十分やられておりますのでこれ以上は現実的に難しい段階に来ていると考えています。いわば、次のフェーズに入っている状況ではないかと思えます。そのため、都には公衆衛生や動物と人の福祉に配慮した適正な引取りを積極的に実施していただきたいと考えております。

次に、動物の致死処分数に関してですが、③の「譲渡適性のある個体に対するゼロを継続する」については今後も是非継続していただきたいと思っております。一方で、①、②に関しましては、引取数が増えれば、相対的に判断する機会も多くなってくると思えますので、「さらなる減少を図る」というこの表現に固執することなく、現場での適切な判断の妨げにならないような対策を検討してほしいと考えています。

この動物の致死処分、非常に感情的に捉えられるところではあります。特に行政で行われている殺処分について、いまだにガス室などのネガティブなイメージが強いかと思えます。しかし、現在、全国の多くの行政施設で行われているのは、動物福祉に配慮した麻酔薬を用いた安楽死処置になりますので、「殺処分」という言葉は法律的な言葉なのかもしれませんけれども、誤解のないように丁寧に都民に周知していく責任もあると思っております。

また、攻撃性のある犬猫への対応ですが、本来は飼い主が責任を持って行うべきところではないかと思っております。行政ができることとしては、獣医師、行動学の専門医などの専門家やトレーナーを紹介するなど、飼い主の相談に応じて支援をしていくこと、

そしてやむを得ず引き取った場合には、慎重な行動評価を行うプロセスを経ること、またその判断過程の透明性を図ることも重要だと思っております。

現実問題として、咬傷事故が増加しているというのは審議会のときに御説明を受けました。そのような状況を踏まえたと、やはりどうしても安楽死処置というのは、動物福祉の確保や、都民の安全性の確保から慎重に検討せざるを得ない場面というのが増えてくるのかなと思っております。

また、一部には行政施設で長期収容すればよいのではないかという御意見もあるかと思えます。けれども、行政施設というものはそもそも一般的に長期収容に適した環境ではないということ、そのため数年単位で長期間収容し続けることは、動物に不必要な苦痛を与えるリスクが非常に高くなるということも十分に都民の方にもご理解いただく必要があると思えます。それに加えて、行政施設というのは民間の施設とは違いまして、動物を選別することができないという性質がございます。最終的な受皿です。そのため、そういった性質を有している施設ということも十分に考慮していく必要があると思っております。

あわせて、こうした生死の判断は、やはり獣医学的な判断だけではなくて、感情的そして倫理的な側面も伴うものになります。そのため、現在も実施されているかとは思いますが、外部の獣医師や専門家なども交えながら、複数の専門家による検討体制も構築していくことも重要だと考えます。また、実際に処置をせざるを得ない職員の方々にとって、やはり殺処分というのは、安楽死といえどもやりたくないと思えます。そのため、こうした職員のメンタルケアについても、今後、配慮していく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○武内委員長 事務局、よろしいですか。

○栗原動物愛護管理専門課長 動物の引取り・収容につきまして、御意見をありがとうございます。

今、審議会でもいただいた御意見を詳細に御説明いただいたところもあるかと思うんですけれども、今後の展望といいますか方向性につきましても御意見を頂戴いたしました。後ほど資料3のほうでも今いただいた御意見をベースに、それも含めながら、また審議をしていただきたいと思います。今いただいた御意見も踏まえながら、進めていただければと思います。御意見をありがとうございます。

○武内委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 動物愛護推進員の佐久間です。

今、都下の具体的に国分寺市のほうで、過去6、7年にわたって高齢者と動物に関しての問題解決、そのための何か今のうちにつくれる体制がないだろうかということ、たまたま国分寺市、府中市に動物愛護推進員がたくさんいますので、その5名プラス

様々な分野の動物の専門家と一緒に、民間の考える会というのを立ち上げました。これと行政にタッグを組んでほしいということで働きかけをしているのですが、結局縦割りの行政に阻まれて、高齢者の問題は高齢福祉課で、動物の問題は環境対策課で、そして、市民と市が、行政と一緒に何かをやろうとするんだったら市民共生課であるということで、それを横断したことが全然できないんです。

例えば、ここで施策1のところ、パンフレット「ペットと暮らすシニア世代の方へ」、これはすごくいいパンフレットなんですね、優しい色合いで。これを一読していただければ、高齢者と呼ばれる方が、ちょっと自分も考えなきゃいけないなということが響くいいつくりになっているんです。ただ、例えばヘルパーの方がこれを見たときによい冊子だな、これを自分がお世話している高齢者、ネグレクトされている猫のいるあのお宅に、ネグレクトされている犬がいるあのお宅に持って行きたいと思うときにそれをやってしまうと、ヘルパーの職務を逸脱した行為というふうに取り立てられるんですね。業務委託で高齢者のお世話をしなさいと言われていた方々なので、動物に関する資料だから配ってはいけないということになって、ここにたくさんいいものがありますよということで提供しても、配るすべがないというのが現状なんです。

なので、例えばなんですかけれども東京都でパンフレットを作っていた場合に、これがこういうルートでここに行くといいなみたいな提案が行政側にもしできれば、きちんと発信したものが届くのではないかな。特に今の高齢者にとってデジタルな情報発信というのはなかなか受け取りにくいものなので、紙媒体、こうしたものは圧倒的に必要なんですね。それは人の手から手へ渡っていくものなので、そこまでこういうふうに渡してほしいなということがもし上意下達で明示していただけると、とてもいいのではないかなと長らく思っております。

以上です。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見をありがとうございます。

今御紹介いただきましたシニア世代にターゲットを絞ったパンフレットなんですけれども、先ほども御紹介しました福祉担当部署の様々な会議に出席して情報提供させていただいて、御入用があれば、御用命をというところで御案内をしているところなんですけど、なかなか現場まで到達していないということであれば、現場のほうからお声もいただくことももちろんございますので、部数にそんなに無尽蔵ではもちろんないんですけれども、御連絡いただいたときに配布できるような体制も取っていかなくちゃいけないなということで、改めて感じた次第でございます。御意見をありがとうございます。

今のお話も今後こういったところを進めていただきたいというようなところまで御意見を頂戴しているところでございますので、委員長、先の議論に進んだほうが皆さんも意見が出やすいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○武内委員長 それでは、資料3で今の内容などを取り上げるということで、その間に、資料2の説明を先にさせていただくという形でよろしいですか。

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、資料2のほうを説明させていただきたいと思えます。中間報告の構成案になります。お手元の資料を御確認ください。

諮問内容でございます東京都における今後の動物愛護管理行政の在り方につきまして中間報告の方向性ですが、これまでの取組の評価と抽出した課題、今後の取組の在り方について取りまとめる案としております。

報告の構成といたしましては、1、現状、2、施策の実施状況、3、今後のあり方、をかいつまんで書いておりますけれども、3章仕立てと考えております。

まず、第1章ですが、東京都の動物愛護管理を取り巻く現状ということで、ここに書いてあります犬及び猫の飼育実態調査、令和6年度に行っておりますが、都政モニターアンケート、こういった調査結果ですとか、各種統計データに基づきまして都内における動物を飼うことに関する現状、そういった課題などを取りまとめることとしております。

記載案として、推進計画の四つの柱に沿った内容を書き込んでございます。記載案については、あくまで現時点での中間見直し案のイメージをお示ししたのになります。

一つ目が適正飼養・終生飼養の啓発と徹底に関連した事項としまして、犬及び猫の飼育状況や苦情、咬傷事故発生状況についてまとめるところ。二つ目が動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組に関連した事項としまして、動物の収容、引取り、返還譲渡、処分状況等のデータを基に取りまとめるところ。三つ目が事業者等による動物の適正な取扱いの推進に関連した事項としまして、動物取扱業等への対応状況について取りまとめるところ。それから、動物由来感染症・災害時への対応強化に関連した事項としまして、災害や感染症等危機管理への対応状況について取りまとめる、こういった内容を想定しております。

次の第2章ですが、現行推進計画に基づく各施策の具体的実施状況といたしまして、今、資料1で私のほうで概略を御説明したところですが、16の重点施策、それぞれに関する主要事業や成果などについて取りまとめる内容を想定しております。

最後の第3章ですが、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方についてといたしまして、審議会やこの小委員会における審議を通じて出された課題ですとか、今後のあり方、今後どのように取組を進めていくかという方向性ですね。こういったことについて取りまとめる内容を想定しております。

記載案としまして、適正飼養、法令遵守等について、これは飼い主と動物取扱業者をまとめているところなんですけれども、一般飼い主や事業者における動物の取扱いに関すること、二つ目としまして動物愛護相談センターにおける適正飼養、譲渡拡大などの取組に関すること。最後に、災害時、動物由来感染症対策に関することを柱として、具体的な課題、取組の方向性を中間報告なので、方向性を示唆する形で取りまとめた内容を想定しているところでございます。

説明は以上になります。

○武内委員長 全体的にどういうふうにとまとめていくかということの案ですけども、何か御意見、この時点でございましたら、もちろん会議の最後でまた御意見があるようでしたらお受けしますが、いかがでしょうか。現時点で何かこれは言っておいたほうが良いなというものがございましたらお願いします。

(なし)

○武内委員長 それでは資料3に移って、時間を取ったほうがよさそうな気がしていますので、資料3の説明をお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

それでは、資料2の構成案につきましては骨格がこんな感じということで進めていただくことを想定して、今後、資料3で、施策展開の方向性というところで御討議いただきたいと考えております。それでは、資料3を御説明いたします。

資料は計画の四つの施策展開の方向性ごとに、審議会での御意見なども踏まえまして、現状、課題、施策の方向性(案)について記載をしております。本案についても先ほども申したところですが、あくまでも施策展開の方向性検討のためのたたき台として御覧いただきたいと存じます。今後、委員の皆様御審議の方向性を制限するような内容ではございませんので、改めて申し上げます。

それではまず一つ目の柱である動物の適正飼養の啓発と徹底について、資料の右上の現状の欄を御覧いただきたいと思います。ほかの施策の柱の資料でも同様なんですけれども、網かけとなっているところなんです、ここでは飼育実態調査や都政モニターアンケートなどの調査結果、それから各種統計データなどで課題となり得る現状を抽出したのものになります。

まず、ペットを飼育する方へのアンケート調査から御紹介するところですが、飼育するペットが飼えなくなった場合の準備をしていない飼い主が61.7%というところで、半数を超えるという結果が出ております。こちらは参考資料12の17ページに該当の調査結果をお示ししてございます。また後ほど御確認いただいてもよろしいかと思ます。

それから、マイクロチップ装着制度に関する調査といたしまして、参考資料13の17ページ、こちら13番目は都政モニターアンケートの調査になります。Q7で該当の調査を行っているところですが、装着後の登録、変更登録の義務を適切に実施していない飼い主、この都政モニターアンケートの回答ですと、回答の選択の7番から10番が該当するところがございますが、一定数、義務履行というところについて滞っている飼い主さんがいらっしゃるという結果が出ております。

それから、次に咬傷事故の発生状況、先ほども御意見を頂戴したところでございますが、こちらについては東京都の統計なんですけれども、参考資料2で東京都における動物による苦情件数や犬による咬傷事故件数という資料をお示したところがございます。こちらの推移にもあるとおり、残念ながら平成30年度以降、一貫して増加の傾向にあ

るところでございます。

次に、狂犬病予防接種率につきましてですが、参考資料 2 - 3 で接種率の推移をお示ししているところでございます。こちらはマイクロチップ装着の制度化との関係もあるのかなというところでちょっと書き添えているところでもございますが、制度化された令和 4 年度以降、特に区部において接種率の低下が見られているところがあるかと思えます。

それから、これとは別に参考資料 12 の 57 ページでまとめているところなんですけど、飼育実態調査におけるアンケートを基にした接種率の推移はおおむねアンケートにお答えいただいている方、飼っていらっしゃる方できちんと法令遵守している方が多かったというところもあるんだと思うんですけど、9 割以上の方が接種をちゃんと履行しているというような結果になっています。ちょっとアンケート調査と実際の統計数値と違うところが出ているんですけども、そのような結果が出ております。

続きまして、動物に関する苦情についてですが、先ほどお示した参考資料 2 にございますとおり、苦情件数は 1 万件を下回って減少傾向にございます。しかしながら、参考資料 13、都政モニターアンケートですね。都政モニターアンケートでは 26 ページに関連する調査を行っています。Q13 でございますが、人のペットについて何らかの迷惑を感じたことがあるということ調査したところ、大体 6 割程度の方がまだ動物に関するネガティブな感情を持っていらっしゃるということが分かりました。

また、飼い主の病気、高齢化を理由とした引取りについては参考資料 1 でお示しているところですが、多くを占めているところでございます。引取り理由として飼い主の病気、高齢化など、それを主な理由にした引取り事案が結構多いところございますが、令和 4 年度に区市町村と都の動物担当部署で行った調査によりますと、そういった相談事例において、福祉担当部署と連携した対応事例の 3 分の 1 ぐらいでそういう連携対応を行ったという結果でございました。

これらの現状から四つの課題を抽出して、左下の課題欄、それから対になる施策の方向性（案）ということで、左右対になって記載をしております。こちらを御覧ください。

まず、適正飼養・終生飼養の更なる徹底といたしまして、万が一の備えというところになるかと思いますが、将来を見据えた動物飼養や、マイクロチップ制度に係る義務の適切な履行などについて啓発が必要という課題を出しております。

この課題に対しましては、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発を強化するというところで、終生飼養や万が一に備えた準備、それから動物を飼うこと以外を含む多様な暮らし方の提案であるとか、関係機関と連携した情報発信を更なる強化ということで進めていくことを方向性としてお示ししております。

また、マイクロチップの登録情報変更義務等の啓発も促進していくところを挙げております。

続きまして、咬傷事故や狂犬病予防接種率への対策といたしましては、犬による危害防止のため咬傷事故防止や狂犬病予防接種の徹底、この予防接種の徹底については通年接種への対応を含む対策を課題として抽出しております。

この課題に対しては、犬・猫の適正飼養を徹底しまして、咬傷事故防止に向けた飼い主への啓発の強化や狂犬病予防法に基づく登録、注射の事務を行う区市町村と連携した狂犬病予防接種の周知徹底を掲げております。

なお、猫の適正飼養の対策につきましては、参考資料 12 犬・猫の飼養実態調査の 42 ページに、都内の猫の個体数推計の調査をお示ししているところでございます。屋内飼育率は調査を重ねるたびに増加していて、6 年度の調査では 9 割を超えている状況でございます。

そういった現状がありますので、引き続き猫の飼養 3 原則とっておりますが、屋内飼育、不妊去勢、それから身元表示の 3 原則ということで、助言指導、普及啓発をしているところですが、こういった対策を進めていくとともに、参考資料 12 の 81 ページにおいても、身元表示に関する調査結果を取りまとめております。マイクロチップに関する啓発に絡めて、特に身元表示をされていない割合が高いのがどうも屋外飼養されている猫だということがございまして、屋外飼育猫についても身元表示について啓発を進めていくこととしております。

続きまして、生活環境の悪化や住民間トラブル解消の促進というところですが、動物に関する苦情や引取り相談などに関する問題といたしまして、具体的には住民に身近な地域で相談を受けられる体制の着実な整備が必要であるという課題を挙げております。

これに対しましては、地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備について引き続き支援をしていくことを挙げております。

また、適正飼養に関する動物愛護管理担当による対応のみでは解決が難しい問題、最後のところですが、多頭飼育事例がそれに該当するかなというところですが、関係機関との連携促進の必要を課題として挙げております。先ほどもそういった現場との連携ということも含めまして御意見を頂戴したところでございます。

これに対しましては、多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携として、福祉担当部署との連携事例の蓄積ですとか、情報発信を進めていくこととさせていただいております。

次に二つ目の柱、次ページを御覧ください。

動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進について、現状欄を御覧いただきたいと思っております。

まず、引取り・収容頭数を減らす入口対策の取組ですとか、譲渡促進の出口対策の取組を進めていくことにより、平成 30 年度以降、殺処分ゼロを継続、致死処分数も低水準を維持というような現状にあるところ、また、引取数については多頭飼育崩壊などの事案の発生数に増減があり、大きく影響されるところがございまして、今低水準となって

いるところがあるので、余計にそういうところは影響を受けるところがあります。平時の引取数は低水準を維持している現状でございます。

そうした中で、網かけ部分の課題につながる事項を御覧いただきたいと思えます。

まず、センターで譲渡対象として飼養管理している犬や猫につきまして、高齢や人馴れしていない個体、先ほども御意見を頂戴したところですが、譲渡が非常に遅れがちで時間を要するところがございます。長いもので2年以上の管理を続けなければならなかった個体などもおり、そうした傾向があります。

それからペットの入手先に関する情報なんですが、参考資料12の28ページに犬、36ページに猫の結果を出しておりますが、犬では依然ペットショップからの入手が多数を占めております。猫では、民間ボランティア団体からの譲渡が多くを占めているという結果が出ております。あわせて、譲渡の取組に関する認知度なんですが、参考資料13、都政モニターアンケートの15ページ、Q6で該当の質問をしております。約8割の方が譲渡の取組というか、そういう活動について認知度があるんですが、13ページ問5の入手先の調査をそれで確認してみますと、実際に行政機関から譲渡を受けた割合は犬・猫ともに低い値になっているところがございます。

また、資料1でも触れたところですが、審議会での御意見としまして、愛護団体による咬みつき癖などの問題行動のある犬などについて不適切な譲渡が散見されている点が挙げられているところがございます。関連して咬傷事故等の情報も参考に御確認いただきたいと思えます。

こうした現状を受けて抽出した課題とそれに対する施策の方向性案についてですが、まず、人材育成の課題としまして、動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理のための職員の治療やトレーニング能力の向上について都内獣医系大学、関係機関の協力や知見を得ながら、動物福祉に配慮した飼養管理能力を向上させていく方向性を挙げております。

次に、譲渡事業の認知度向上のための啓発などについてですが、行政による譲渡を含む譲渡事業の周知を強化すること、そして譲渡に関するトラブル回避の対策を課題として掲げております。

この課題に対しては、センターや団体による譲渡活動に関する周知をより一層強化していくとともに、譲渡に関するトラブル事例について、これを啓発していく。そういった取組をしていくことを挙げております。

また、引取数等に関する計画の指標について御意見を頂戴しているところがございますが、こちらについては所有者からの引取数が目標に近い水準まで減少し、取組の成果が表れているというところの御意見をいただいております。さらなる改善に向けた指標を設定する必要を課題として挙げております。

この課題については、こちらは指標とするものなんですけれども、計画の目標としての検討が必要でございまして、施策の方向性として、計画に掲げる取組を総合的

に進めることで、引取数のさらなる減少を図る方向性、こちらは維持しつつ、指標としてどうなのかというところで、引取数の取扱いについて検討していくこととしております。この辺りについてもまた御議論いただければと思います。

続きまして、三つ目の柱である事業者等による動物の適正な取扱いの推進につきまして、現状の網かけ部分の課題につながる事項を御覧ください。

まず、動物取扱業に関する苦情ですが、参考資料6でお示ししておりますが、苦情の件数はおおむね横ばいでございます。そうではあるものの、イベントや施設の増加に伴いまして監視件数は上昇傾向にあり、業務量の増大につながっております。監視に関する業務量という点では、事項でございますとおり、国におきまして新たな飼養管理基準の制定に向けた検討が進められております。監視業務の負担増加が見込まれているところでございます。

次に、都民の動物取扱業者に望むことということ进行调查しております、参考資料13の35ページ、Q19で調査しておりますが、半数以上がペットの飼い方や感染症の予防法などについて、こちらもちんと説明することを望まれているという結果が出ております。これは販売時の事前説明などで事業者が遵守すべき事項として規定されているところでございます。

それから、先ほど資料1でも触れたところでございますが、審議会ではふれあい展示などを行う展示業において、不適正な動物の取扱いが散見されるというような御意見がございました。

これらの現状を踏まえまして抽出した事項とそれに対する施策の方向性ですが、まず、監視指導の業務の効率化としまして、限られた職員数で効果的な監視体制を整備する必要があり、これに対する施策の方向性としてしまして、タブレット端末などを利用しました効果的・効率的な監視指導を進めていくこととしております。

次に、動物取扱業者に対する啓発の徹底といたしまして、販売時の事前説明の徹底など、都民の望んでいらっしゃることで意見が上がっているところですが、法令遵守の徹底につきまして啓発の必要がございますので、今般、検討が進んでいる基準省令の改正など、新たな制度の周知を含め事業者に対するより効果的な普及啓発を進めていくこととしております。

続きまして、動物取扱業者に対する監視指導の徹底につきましては、法改正の動向を踏まえた新たな規制事項の徹底、動物の取扱い等に問題のある業者、例えば事故報告が提出されているふれあい展示業者、こちらにつきましては参考資料7のほうで環境省に事務提要という統計資料で毎年報告をしているところですが、展示業で犬は咬傷事故は別に統計があるんですが、犬以外で、展示業者で起きたと思われる事故事例について一覧で御紹介をしております。参考までに御紹介いたします。

こうした問題があったという事業者に対する監視指導の必要性を課題として挙げております。この課題に対しまして、ルーティーンの監視業務というところではなく、新た

な規制の遵守状況の確認など期間を限定した監視指導や特定の業態を対象とした啓発を行うことで改善を促していく、こういった方向性を掲げております。

最後に四つ目の柱でございます。動物由来感染症・災害時への対応強化につきまして、現状欄の網かけ部分を御覧いただければと思います。

まず、参考資料9でお示ししているところですが、こちらは都内飼養鳥での高病原性鳥インフルエンザの発生ですとか、最近プレス発表もした都内でのSFTSの発生もあり、こうしたSFTSの全国的な発生拡大と、ペットから感染する動物由来感染症が国内各地で発生している現状がございます。

次に、災害対策に係る事項としましては、東京都では避難所管理運営指針というものを令和7年3月に改定しております。こちらは内閣府が令和6年12月に改定した避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインなどを参考に改定された内容を参考として改定しているところがございますが、避難所におけるペットの滞在ルールの確立ですとか、ペットを連れた避難訓練の実施などが明記されています。参考資料10-2に該当の事項を含めた抜粋内容をお示ししております。

なお、環境省では現在、人とペットの災害対策ガイドラインの改定に向けた検討が進められており、令和7年度末の3月に改定予定とお示しいただいているところがございます。

また、都民の意識調査としまして、参考資料12ですね。犬猫の飼養実態調査の15ページ、16ページに調査結果をお示ししているところですが、発災時にペットを連れて逃げることを想定している飼い主、とにかく連れて逃げなくてはいけないという思いを持っていらっしゃる飼い主さんが8割弱いらっしゃるという結果が出ています。

一方で、同行避難について認識をされているかの調査が出ていますが、よく分かっていない飼い主も含めて約4割の方があやふやな状態にあるということが調査結果として示されております。

次に、先ほど都民が事業者に望むことを御紹介したところですが、都に取り組んでもらいたいこと、対策として望むこととして、参考資料13の都政モニターアンケートを37ページでお示ししているところですが、この中でやはり災害時の対応の関心が高いということで、災害時におけるペットと飼い主の支援体制づくり、前回調査時から倍増していることが分かります。

これらの現状を踏まえて、抽出した課題とそれに対する施策の方向性についてですが、まず動物由来感染症への対応に関しては、ペットなどから感染する動物由来感染症の実態把握の促進、予防知識の啓発の必要性を課題として挙げております。この課題に対してはより一層の普及啓発、調査研究の充実というところで方向性を示していきたいと思っております。

また、発災時に備えた対策の徹底につきましては、区市町村における避難所運営の支援強化、ペット防災に関する認知度の向上、災害時における動物愛護管理マニュアルを

示しております。こちらは東京都動物愛護相談センターで策定しているマニュアルとなり、区市町村の対応状況等も含めて分かりやすく解説した内容で、区市町村にもホームページに載せるなどして提供しているところがございます。これは令和元年度改訂になっているのですが、これをまたさらに現状に即した形で改訂していかなければならないというところで課題を掲げております。

それぞれ、区市町村における同行避難訓練の実施の支援ですとか、普及啓発のさらなる充実、マニュアルの見直し検討などを行いながら取組を進めていくこととしております。

以上で、資料3の説明を終わります。

○武内委員長 お疲れさまです。これまでの審議会も含めて御意見が出た部分については一応、事務局さんのほうで洗い出していただいている、それを具体的に今後どうしていき、どういう施策に反映させていきたいと思いますかというような形で説明いただいていると思いますが、量や範囲も多い状況になっていますので、一つずつ御意見などお聞きしていきたいと思っております。

それでは資料3ですね。1枚目の動物の適正飼養の啓発と徹底の部分から、網かけの部分がかこれまでの御意見など、問題点の洗い出しの部分ですけども、それを具体的に施策の方向性（案）という形で落とし込んでいただいている状況です。この中で、こういうものを入れたほうがいいんじゃないかとかということもあるでしょうし、結構ざっくりとした部分もあるので、ここをもう少し強調して書いておいたほうがいいんじゃないかとか、そういうこともあるかと思っておりますので、御意見等がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ。

○岩浪委員 直接的に関係があるか分からないんですけども、動物愛護推進員の岩浪と申します。

少しの間、私が社会福祉協議会に勤めていた時に、ケアマネジャーさんから担当している高齢者宅に来る猫へのエサやりについて、ご家族の方が不妊去勢、譲渡を希望されているという相談がありました。

ケアマネジャーさんは相談先がわからず、取りあえず社協に電話してきて、たまたま私に対応したというところなんですけども、保健所で助成金ですとかそういった御相談ができるという旨はお伝えしました。当時は助成金を使うにしても、例えば町会が間に入らなければいけない等いろんな制約がありましたが、自費でも構わないと仰ってくれるくらい町会がとても好意的で、まず猫を捕まえることになりました。

それが3匹で、地域の団体さんに御相談し、すごく好意的で、すぐにトラップをしかけていただき、私は本当に初めて見たのですが、あっという間に猫が捕まって、すぐに不妊去勢をして戻した状況でした。御家族の方からすると、その猫は譲渡しても構わないという話でしたが、その高齢者の方の生きがいになっているというところで、猫が全

部いなくなってしまうということもどうかということで、結局のところは元に戻したという形になりました。例えば福祉関係の行政だけではなく、そういった民間の社協や町会なども含めていかないといけないと思っています。恐らく、飼っているだけではなくて、認知症が出てきてしまったなどで分からなくなってしまう方が多頭飼育崩壊を起こしてしまう可能性があるのかなと思ひまして、事例としてお話をさせていただきました。

以上です。

○武内委員長 お願いできますか、事務局。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見をありがとうございます。

今いただいた御意見は今後の方向性のところに反映させるとしますと、1枚目の地域における動物飼養に関する問題への支援体制というところで、地域に相談できる体制、今回の御紹介いただいた事例は飼い主のいない猫でしょうか。

○岩浪委員 飼い主のいない猫です。

○栗原動物愛護管理専門課長 飼い主のいない猫で、外で餌やりをしていたというような事例かなというふうにお聞きいたしました。地元の町会さんとかの御協力を得ながら、ボランティアさんなんかも絡んで対応していただいているところで連携する体制ができていたのかなと思ひます。そういった地域力という形での体制整備に力を入れるところに、どうでしょうね。そういう区市町村を通じたというところで、今強化をしていこうというところですので、そういった事例なども御紹介しながらというところもあるのかもしれませんが、地元の力、地域力という形での解決というのが非常に有効であるというところに、方向性としては落とし込んでいくのかなとお聞きしていたところでございます。

あと、多頭飼育問題なんですけれども、こちらも社会福祉協議会さんですとか、それから地元の町会等、また、民生委員さんが絡んだりとかという事例もあると思ひます。地域包括ケアセンターであるとか、いろんな福祉の担当部署があるかと思ひます。これは高齢者だけの話ではなくて、様々な生活の問題を抱えた方々が御利用される部署があると思ひますので、そういったところの現場にお話が届くように、私どもからの情報発信についてもいろんな会議体には出ているんですけれども、なかなか届きづらいところがあると思ひますので、我々がこういう活動をしていますというのを実際のセンターでの事例なども紹介しながら、案内を始めているところもございませう。そのため、そういったところにも力を入れていくというところで、福祉担当部署で社協さんなども視野に入れて動いてほしいというような御意見ということで理解してよろしいでしょうか。

○岩浪委員 行政のほうでも限界があると思ひますので、ぜひ地域を巻き込んでいただけるような施策があるといいかなと思ひました。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

○武内委員長 ほかにいかがでしょうか。金谷委員。

○金谷委員 日本愛玩動物協会の金谷です。

私からも2点ありまして、まず、咬傷事故に関して、平成30年以降一貫して増加傾向ということですが、これはどういう要因なのかなというのが一つと、それから実際自分でも犬を飼っていた経験からして、犬との散歩は大変よいものですが、場合によってこういう事故が起きる、危険な場合がある、重大な危機ということもあり得ます。

当然、飼い主への普及啓発を強化ということなんですけれども、それをさらに一歩進んで、例えばきちんとしつけをすとかトレーニングすとか、場合によっては専門家、トレーナーの活用や、いろいろと実際のトレーニングの仕方を飼い主さんは習得すとか、ここをぜひもっと大事なことだと思いますので、具体的な文言にするかどうかはともかくなんですけれども、そういうものがよりイメージが湧きやすいようなことにしていただければと思います。

もう一つが岩浪委員のお話とも関連しておりますけれども、福祉部署と連携した事例は多くはない、調査時点で3分の1程度というお話でした。これは当然、もっともっと増やしていくべきことだと思います。

施策の方向性として、連携事例の蓄積及び情報発信とあります。もちろんこのとおりだと思いますけれども、こういうことをやると3分の1程度のものだったのが実際増えていく方向性にあるのかと、そういうのを当然目指しているんだと思うんですけれども、例えばこういうことをやって、区市町村の関連部門との連携をこうやって図っていくというようなイメージを高めていくようなことを配慮していただけたらなと思います。

以上、2点でした。

○武内委員長 お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見をありがとうございます。

今いただいた御意見につきましては、施策の方向性（案）の犬・猫の適正飼養の徹底の一つ目の咬傷事故防止に向けた飼い主への啓発というところで、飼い主への啓発について具体的にもっとイメージしやすいようにという御意見を頂戴したところでございます。

あと、咬傷事故が増えている原因なんですけれども、いろいろあるかなとは思いますが、参考資料でお示したところで、咬傷事故件数は参考資料2のほうで年々増えており、令和6年度、600件以上となっております。どういう事故の内訳かというところを参考資料2-2でお示しているところでございます。一番大きくこの数に影響を与えている事故時の状況としましては、綱等で保持して運動中というところが倍増的に広がっているというところは特徴的なのかなと感じております。

事故発生届等を確認していきますと、すごく大きな事故でなくても、散歩のときに歩道で擦れ違いざまにかまれてしまう事故がかなり多くなってきていることがこの資料のデータからも読み取れるかと思えます。

そういったこともございまして、散歩のルールというところで確実にリードを保持し

て犬の動きを制御できるような形、それからほかの通行人、周囲の環境に配慮しながら運動させることということについて、飼い主にきちんと伝えていく必要があると感じております。

私ども行政も都も区市町村もいろんなパンフレット、リーフレット等で散歩のルール等も呼びかけているところがございますが、先ほどトレーニングが必要な場合もあると御意見をいただきました。新しく初めて飼った犬ということでそういうことができない飼い主さんもたくさんいらっしゃることもあるかと思えます。そういった面も示唆できるような内容を検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

それから福祉担当部署との連携につきましては、先ほども御意見いただいているところですので、併せて参考にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○武内委員長 ほかにはいかがでしょうか。はい、町屋委員。

○町屋委員 教えていただきたいのですけれども、重点施策3の「地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備」のところ、こちらでは、飼い主からの相談をしっかりと受ける窓口になるのか、それとも近隣住民の方が「あの飼い方はどうなんだろう」とか、「頭数が増えていないか」というような不適切な飼養管理に関する懸念等も受け付ける窓口になるのか、どういう形を想定しているものなのか教えていただければと思えます。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見をありがとうございます。

今、質問のあった地域の相談支援体制の整備なんですけど、取組を進めている区市町村さんに包括補助事業で財政的支援も行っているところがございますが、そのときの補助条件、例えば事例として御紹介していることは、高齢者の方が一人暮らしでペットを飼い切れなくなった状況に陥ったときに、遠くの動物愛護相談センターとかどこに行ったらいいのか分からないときに、身近な地域にそういった相談に乗ってもらえる人、入院している間だけの一時預かりとか、それからホームに入るので、特養施設に入るので飼い切れなくなったので新しい飼い主さんを探してほしいなどの事例を飼い主さんが相談できるというところをまず中には入れているんですけれども、なかなかそういった事例、飼い主さんから発信するというところを探知するのが難しいというところがございます。

なので、こういった相談の支援体制整備なんですけれども、動物愛護団体さんが主に関わっていることが多いんですが、それだけではなくて福祉担当部署と会議体を構成したり、先ほど民間の間で体制整備されている事例を御紹介いただいたところがございますけれども、行政体としてそういった取組を体制整備という形で関係者との連携を進めるといったようなところも想定していますので、今おっしゃっていただいた、探知してケアをするといったようなところにもつながるところはもちろんあるかと思えます。

○町屋委員 ありがとうございます。

それでは一つお願いがあります。現在、一般飼い主の不適切な飼養管理等については

区保健所や、あとは保健所を設置している八王子市や町田市で対応されているかと思えます。一方で、私たちはそのような相談を受けた際、都内近郊であれば可能な限り実際に現場を見に行きます。特に現場に行く事例は、日本語が得意でない海外の方からの御相談で、行政機関に直接御相談するには言葉の面でハードルが高い、日本語でうまく伝えられないというケースです。相談を受けて、それが本当にそうなのか、実際に現場を確認して不適切な飼養管理に当たるかどうかを判断するようにしております。その結果、不適切である可能性が高いと判断した場合には、行政に御相談を差し上げるというような形を取っていますが、区によっては私たちが実際に現場確認をした上での相談であっても、相談者本人からの連絡しか受け付けられないという体制を取っているところもあります。もちろん、実際に現場を見た方からのご相談のみを受け付けておられるという点は理解しております。しかしながら、私たちも実際に現場を確認したうえでご連絡を差し上げているにもかかわらず、対応をお断りされてしまったことについては、疑問を感じております。そのため、都や区などによって対応がこと異なることがないようにまずは相談の入口をそろえていただきたい。そして、現場の評価をする際の一貫性というところもしっかりと整えていただきたいなと思っております。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

今のお話ですと、動物の不適正飼養に係る苦情相談であったり、通報のようなところへの対応というニュアンスが少し強いかなという気がしたんですが、やっぱり行政機関というのは個人情報扱いですか指導根拠といったところで、御本人様からの相談というので第三者からのところで動けないような、事案によってはそういうことももちろんあるかと思えます。

あとは、今は苦情相談というところでしたけど、動物の引取りということが絡みますと東京都としてもやはり御本人様の意思確認等々が必要な手続もございますので、そういったところはもちろん外せないところかなとは思いますが、今言った不適正飼養になるので地域で支援していかなきゃいけないという動きにつなげるような事案という捉え方であれば、もしかすると事例によっては地域の相談体制が整っている中でケアをしていくというような対応ができるのかなと感じました。

ただ、探知の仕方として福祉担当部署の方、それから医療関係の方が絡むケースもあるかと思うんですけど、そういったケースで早期発見、早期対応する場合は取扱事例の中でもあるかと思うんですけど、虐待通報とかもいろいろございますけれども、そういった事例もあまり数がないところもございますので、今後そういった情報の取扱いも含めて、御意見としてはいただいて個別に検討をするところかなというふうに感じております。

以上でございます。

○武内委員長 よろしいでしょうかね。なかなか具体的なところに落とし込むのはハードルがもしかしたら高いのかもしれないですけども。

ほかにいかがでしょうか、1枚目。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いします。

施策の1番に適正飼養・終生飼養ということが書いてあるんですけども、言うのは簡単なんですけども、終生飼養というと、現状のところにも書いてありますけども、お年寄りや動物を飼うことのメリットというのが一番多くございまして、多くのエビデンスも出ております。ですけども、大体60歳を過ぎている我々動物病院に来る飼い主さんは、もうこれが最後だよという表現をされるんですね。そうすると、いや、そんなことないでしょう。100歳まで生きる時代ですから、ぜひまた第二の第三の猫や犬を飼ってくださいということをお話しするんですけども、まさに私が最近思っているのは、600病院ある会の副会長としても言えるんですけど、動物が減ることは非常に社会にとってよろしくないと思っています。そこへ持ってきて終生飼養ができないことに関しては、やはりそれを受け入れる何か循環型をさせるような、そういう互換性があるという表現がちょっと正しいかどうか分からないんですけども、そういう犬の飼い方、猫の飼い方、それがまさに適正飼養につながるんじゃないかなと思っています。

適正飼養というのは人によって全く違いますので、厳しくしつけることが適正飼養だというふうに思っている方もいらっしゃるし、犬のエサは生肉がいいんだという、それが適正だと思っている方もいらっしゃるの、そういった適正飼養とは何だという、当然ワクチンを打つですとか、そういったことは基本の足し算引き算みたいなものから、もう一步踏み込んだ、分かりやすく言うと、猫を飼っていない人、犬を飼っていない人がそういう犬の散歩をしているところを見て、犬がいいな、猫ってすごく癒やされるなとか、そういうものがやはり私は万人にとっての適正だと思っています。

それはやはり臭いがあったり、うるさかったり、咬みつくような犬を見たらやはり犬って嫌だなと思う。ですから東京都、行政としてはなかなか一步踏み込むのは難しいとは十分承知なんですけれども、そういったものをぜひとも検討の中に入れていただければなと思っています。

あと1点、動物虐待防止、数年前から通報義務、我々獣医師も通報努力義務から義務になりました。このときに会員獣医師から非常に多くの誰に言うのというか、環境省は何か先に決めてしまうという。体制が全然整っていない。恐らく西洋、ヨーロッパの制度が参考になっているかと思うんですけども、ヨーロッパでは体制が全部整った所で法律が決まってくというバックグラウンドがあつてのことだと思っています。

結局あれは警察に通報するという事になっているんですよ。私が警察官だったら分からないですよ、何をもって虐待なのか。ですから、ぜひ行政としては強制的に取り上げるといいますかね。人間のお子さんの虐待と一緒に、そういう施設も必要でしょうし、権力も必要でしょうし、我々獣医師はとにかく恨まれるんじゃないかなとか、そういうことを言っているものなのかどうか、それは誰が守ってくれるんだと。義務ばかりどんどんできて、周りの状況、行政が対応する部署というのはぜひともこの中に、

本当ここにも簡単な1行で終わっているんですけども、ぜひともその辺を早急にということではないんですけども、お考えを入れていただけるといいなと思っております。よろしくをお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見をありがとうございます。

遺棄・虐待への対応ということで、獣医師からの通報は、相談事例が東京都でもないわけではもちろんないんですけども、警察と連携しながら対応していくというようなところになるのかと思います。また、最初御相談いただいたときには委員からもお話がございましたように、警察への通報を御案内もさせていただいているところでございます。

その間のプロセスですとか、案件の背景であるとか、様々事例によってあるかと思うんですけども、今いただいた御意見につきまして今後、東京都としましても、御通報を受けた際の対応ということでは考えていくべきところだなと感じております。御意見を拝聴して参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○武内委員長 ほかにいかがでしょうか。1枚目に限って言うと。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 動物愛護推進員の佐久間です。

適正飼養ということで、金谷委員からも先ほどあったんですけども、よく世間で言われるのが、特に屋外にも出る犬についてはしつけということをよく言われます。実は私は犬の飼い主さんのお悩みに対応するカウンセラーという仕事もしているんですけども、しつけようと思って失敗してかまれるということは非常に多いんですね。ですから、トレーニングができるのは専門家、トレーナーさんだけなわけなんです。

しつけという言葉は非常に曖昧な定義で、しつけをちゃんとしましよと言っていると、じゃあ言うこと聞かせよと言っていると、首根っこを押さえたところを止めろよと言って咬まれるということになってしまう。じゃあ、何を飼い主さんに伝えていけばいいかということ、犬も人も同時に幸せになれる暮らし方であれば、そしてそれが社会に迷惑をかけなければ全て正解なんだということですよ。例えば、うちも犬がいますけれども、お座りは教えていないからやりません。お手も教えていないからやりません。でも、幸せに仲よく暮らしています。そういうことなので、例えばそのおうちが社会に迷惑をかけないという範囲で、自分たちが幸せであればそれでいいんだということを行政から発信するのは非常に難しいことだと思っておりますけれども、動物との暮らし方という切り口でしょうかね。

飼い方ではなく、動物との暮らし方、これから高齢化が進んでいけばいくほど、動物というのは飼うものではなくて伴侶、一緒に暮らすもの、伴侶動物。ペットという言い方がそのうち伴侶動物という言葉に置き換わっていくことを私たちは願っているんですけども、そういうふうになっていくべきだと思うので、しつけとかいう言葉をあまり安易に発信しないでいただきたいということを申し上げておきたくなりました。よろし

くお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見をありがとうございます。

先ほど高橋委員の御意見に対する回答で不足していた部分もありましたので、併せて御回答いたします。

東京都動物愛護管理推進計画自体が人と動物との調和のとれた共生社会を目指すというところで、まさにそういうところだと思います。飼っている人が、今、しつけという言葉が安易に使わないようにということで、今後言葉の使い方、いろんなパンフレットにしつけというところも書かれているところもございますので、使い方ですとかシーンを伝えるということについては検討してまいりたいと思いますが、その言葉の意味するところというのはやっぱり一緒に暮らすルールを守る、人間も動物も学ぶというところかなというふうには感じているところでございます。

今いただいた御意見も踏まえて、共生社会を目指すというところに絡め、飼っている人も飼っていない人もその姿が、幸せに感じられるということも目指すところの一つだと思いますので、中間報告では、そういったところも反映できるように中身を検討していきたいなと感じております。ありがとうございます。

○武内委員長 どうでしょうか。私なんか基本的には学生さんにはお座りだとか伏せとかというのはある意味芸に近いものであって、しつけということとは少し意味合いが違うと伝えていきます。ただしつけというのは、必要な場合が絶対にあって、例えば、外で迷惑をかけないということだったりします。屋外で攻撃性が出てしまえば、安楽殺の対象にもなりうる問題に発展しかねないので、そういう意味では最低限社会のルール、社会で生きていく上でトラブルを起こさないだけのルールは学んでいただかないといけない。犬でも猫でも、学んでいただかなくてはいけないことはあるけれども、それ以上の何かが求められるかというところ、そこは最低限守ってもらうという意味としてしつけという言葉を使っているのだから、何か軍隊のようにびしっと飼い主の横を歩くみたいなことを目指しているわけではないのです。

今言われた幸せな共生ということを考える上ではしつけをそういう意味合いで使っていっていただければいいのかなと個人的に思っております。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見ありがとうございます。

○武内委員長 時間もありますので、2枚目のほうにいつてよろしいでしょうか。

では、二つ目の動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進のところで、何らかのコメントとか御意見などがありましたらいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

町屋委員。

○町屋委員 町屋です。よろしく申し上げます。

課題のところ「人材育成」と挙げられていて、その中で職員の飼養動物に関する治療、トレーニングなどの能力を向上するとありますが職員数には限りがあり、非常に限

られた人的ソースということを見ると、このような治療やトレーニングに関しては、職員が実施するというよりは、外部委託を活用するほうが効率的だと考えております。

もう一つが、高齢動物や人馴れしていない動物について、譲渡が遅れる傾向があり、数年単位になるということもあります。そのため、できるだけセンターで長期収容するのではなく、攻撃性がなくて、ただ人馴れしていない、あるいは高齢であるといった動物は、預かりボランティアに預けられるように、預かりボランティア体制を拡大していく方向にしたほうがよいと考えています。

というのも、預かりボランティアというのは、災害時のときにも非常に有用であると言われておりまして、アメリカでもこういった預かりボランティアをどんどん増やして、できるだけシェルターには置かないような取組が進められています。動物の福祉を考える上でも、今後は預かりボランティアを増やしていただければなと思っております。

以上です。

○武内委員長 お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見をありがとうございます。

今いただいた中で、職員の人材育成というところで、外部委託も含めて検討をというところで御意見をありがとうございます。私どもも組織体制としていろいろと業務内容を整理していくところもございますので、御意見を承り、また参考にさせていただきたいと思います。

あと、預かりボランティアを活用していつはどうかという御意見を頂戴しております。現在、東京都動物愛護相談センターでは、預かりボラということではないんですけども、譲渡に協力いただける団体さん、今 47 団体ということで御説明いたしました。そこに一旦譲渡いたしまして、その団体からさらに譲渡されるというところで、一時預かりじゃないですけども、最終ボラに行く前の段階で引き出しをいただいているその制度をずっと活用してきているところがございます。

今の預かりボランティアさんのイメージですと、新たにそういったところを増やしていくべきではないかといったような方向性になりますでしょうか。そういった趣旨でしょうか。

○町屋委員 そうですね。東京都も直接預かりボランティアを持っていたほうがいざというときに融通が利くと思います。現在は、団体を通して、その団体が抱えている預かりボランティアの方々に協力いただくという間接的な仕組みになっていると思いますが、間接的な形だけではなく、東京都が直接ボランティアを持つようにする、そうすると、何か緊急なことが起きたときに、すぐにその方々に対応していただくということが可能になると考えています。

ただ、直接ボランティアを抱える形になると、運営上様々な諸問題が出てくるとは思いますので、団体を通じた現状のほうが非常にすっきりとしていて、特段問題が今のと

ころないのであれば現状維持でもよいと思います。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

譲渡した場合の所有権の問題であるとか、東京都の管理物を譲渡し、その譲渡先に所有権を与えるというところで、今、譲渡事業を行っています。そのため、一時預かりになると東京都の管理物を一時的に、管理すること、その辺の扱いも検討が必要と考えます。間を挟まず、災害時も視野に入れてとの御意見について、今後の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○武内委員長 ほかにはいかがでしょうか。2枚目ですけども。

どうぞ。

○高橋委員 すみません、高橋です。

地域の飼い主のいない猫対策の定着普及という言葉があるんですけども、私は新宿区ですけども、何十年前から地域猫事業というのを台東区さんなんかも積極的にやられていますけども、あれは苦肉の策で、地域にいる飼い主のいない猫は、私はいなくなるべきだと思っています。この時期、これから2月、3月、猫は南の沖縄とかでしたら、まだのほほんと生きていけるのかもしれないんですけども、東京というのはもう冬、地域猫というのは過酷な状況です。

理屈から言うと、不妊去勢すれば野良猫という表現があれかどうか分からないですけど、大体4、5年の寿命で地域猫はいなくなるんだろうなと私は思っていましたけども、何十年やっても地域猫はいなくなるらないんですね。それは定着普及ではなくて、おうちがあつて出入り自由な猫というのは、私は帰るおうちがあるのはいいけども、家がないような猫というのは定着する必要は本質的にはないなと思っています、苦肉の策として、中間策としてこういうものがあるんですけども、それが何か一つの生きがいになってしまっているような人たち、それは根底は違うんだよというものを何か発信と言いましょうか。

新宿区に行っても何匹いるんですか、地域猫は、そういうまず数の把握もできていないですし、これをどうしようと思っているんですか。飼い主のいない猫の不妊去勢事業で結構な金額をやはり支出しているわけですね。それが減ってきたからいいことなんですけども、その申請が減ってきたならば、新宿区外に勤めている人も対象にしようと、いろんな隣接区も対象にしようというのは、何だかやっていることがいなくするのが目的ではなくて、事業がそういう猫を推奨しているというか、私は繰り返しになりますけど、本質的には帰る家があったほうが良いと思っています。

ですから、都会の場合はマンション住まいになるので、外に出ると帰ってこれない。落下事故とかにつながりますので、結果として適正飼養が室内飼育ということになっていきますけども、戸建てに住んでいて、夏の涼しいときなんかで窓を開けているときは、猫は本質的には私は出ていってもいいと思います。ただ、前提となるのは適正飼養ができていて、不妊去勢をしている、けんかしない、トイレをよそ様のお庭に行つて排尿、

排便するということがないのであれば私は出てもいいとは思っています。

ただ、それが地域でだんだん許せない、人間関係が構築できていないだとか、そういうものの結果として出ちゃいけないんだというのも全然私はありだと思いますけども、そこが非常に東京都があんまり普及、ここに定着普及と書いてあるんですけども、本当にそれでいいのかなというのは常々疑問に思っておりました。

以上です。

○武内委員長 はい、どうぞ。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見をありがとうございます。先生の病院のある新宿区は古くからモデル事業の時代から東京都の飼い主のいない猫対策に御協力いただいて、随分早くから対策を進めてこられているところになります。

今、先生が問題にされているのは、現行の施策のところのタイトルですよ。タイトルが対策の定着なので、猫を定着させるという意味ではないんですけども、ちょっと表現としてそこが引っかかってしまうところと承りました。

施策の方向性のところで目出しして中間報告でやっていくところに、実は飼い主のいない猫対策は、いわゆる野良猫の子猫の引取数が激減している実態というのも、本日参考資料3ですとかでお示ししているところですが、年間で130数頭なんて昔から考えるとかなり減少していますが、不妊去勢の繁殖制限がきちんと進んできた成果だと思っています。地元のボランティアさんが活躍してくださっていると思います。なので、確実に猫は減っているかと思っています。

それについて、先ほども御紹介したんですけども、犬・猫の飼育実態調査の個体数推計というのを出しておりまして、参考資料12の42ページになります。

実は、飼い主のいない猫のくくりになっているところ、現在7万頭いると推計されています。この数も増えたり減ったりというところはあるんですけども、だんだん増えたり減ったりしながら、枠は小さくなってきています。あと負傷猫として収容されるいわゆる野良猫のロードキルに近いような形で交通事故に遭うようなところも低水準になって、増減が緩やかにはなっていますけれども、そういう状況なので、全然いなくなるというよりは、いなくなっているのは確実かなと考えています。

施策として、やっぱりそれでも飼い主のいない猫たちはゼロになることはもちろんないかと思うんですけども、地域で管理されている。すると管理が丁寧になり、見守りされたために、当初対策を始めたとき、先生がおっしゃったように4、5年とか3、4年とか言われていた猫の寿命なんですけど、かなり長く生きる猫たちが非常に増えてきているようです。数として自然に減っていくまでの期間が非常に長くなっているなという印象があるところでございます。

現在、飼い主のいない猫で、捕獲をして手術をした後に譲渡できるものは譲渡していくといった活動をされている団体も増えてきておりますので、先生の御懸念の点についてはどんどん減っていることはもちろん間違いないのかなと行政としては認識をしてい

るところでございます。御懸念の点である表現が誤解されないようにということで気を付けてまいりたいと思います。御意見をありがとうございます。

○武内委員長 よろしいでしょうか。ほかはよろしいでしょうか。

(なし)

○武内委員長 そうでしたら、最後に全体通しての時間を取ることはできると思いますので、3番目に移らせていただきたいと思います。

3番目の事業者等による動物の適正な取扱いの推進ということで、御意見などがありましたらお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

町屋委員。

○町屋委員

意見になりますが、重点施策 11「動物取扱業への監視強化」について、参考資料でもお示しいただきましたように、動物取扱業は増加傾向であるということ、そして来年度以降は監視業務も増加が見込まれているとの中で、十分な人員の確保というのができていないのかという懸念を持っております。

また、監視については、単に「立ち入りしました」という形式的なものにとどまるのではなく、施設が飼養されている動物の生理・生態・習性にあつたような飼養環境であるか、また、法を遵守されているかどうかなどをしっかりと適正に評価していくことが重要だと考えております。

特に展示業、都市部に集中している野生動物カフェに関しては、当協会にも相談が増えてきております。実際に現場へ行きますと、雑居ビルの一室で狭い空間で生態に合わないような飼養管理が行われている事例も多く見られております。そのため、行政がそういった相談を受けて視察に入る際、特になじみのない野生動物種がおかれている現場では、事前にその動物種の生理・生態等の予習をして対応していただきたいと思っております。

その上で、職員による判断のばらつきを防ぐために、監視票など、すでにあるかとは思いますが、見直していくこと、タブレットなどを活用して効率化を図ることと、職員の専門知識の向上を図っていただきたいと考えています。そして判断に迷う際は、大学や、東京動物園水族館協会などの専門機関に相談できるような体制を整えておくことも重要だと思っております。

また、全ての施策に共通して言えることですが、実効性のある取組にしていくためには、やはり人員の確保、専門性を持った人材の確保というのは急務であるかなと考えています。これは東京都に限らず、全国の自治体で言えることではあります。一応、私たち団体としても、こうした課題について、環境省に対して提言等を行っていますが、なかなかすんなりと実現するものではありません。今後も有効なアイデアがあれば提案していきたいと考えています。

以上です。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

今いただいた中で、監視の強化に関するところということで、行政の人員確保について御発言いただきました。そういったところも踏まえて、十分な体制で監視を取るべきという趣旨の御意見というところで、参考とさせていただきたいと思います。

それから、職員がばらばらな判断基準で監視をすることのないようにというところで御意見を頂戴しているところですが、監視をする際にやはり共通の監視をする点検票というのを業種別、種別ごとに東京都のほうでも管理をしています。何で種別ごとかと言いますと、やはり遵守基準や規則などで決められているのが種別ごとに定められている基準がございますので、そういったものも反映しながら構成されている点検票になります。

それにまた業態ごとというよりは、取り扱う動物ごとというところで御意見頂戴したところですけど、動物のバリエーションが非常にございまして、今こういうものをどういったところまで突き詰められるかという、難しいところがあるかなと思います。といいますのも法令でそこまで具体的に決められていない場合の基準をどのように扱っていったらいいのかというところで、現場に行って不適正な取扱いがあるかというところで、取扱動物の健康に危害があるかどうかなど、いろんな角度から監視は行うところだと思いますが、基準に具体的に書いていないところで、どこまで行政指導として行うべきかというところは非常に難しい問題だと思います。現在、犬猫以外の飼養管理基準等につきましても国のほうで検討されているところでもございますので、そういった国の動き等も参考にしながら、注視しながら、今後も監視の手法というところについては検討していくというところは方向性のところはぜひ反映させていきたいなと考えております。

○町屋委員 そうですね。動物愛護管理法第7条第7項のところで、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」もあったかと思えます。そこには「生理・生態・習性」と明記されておりますので、その点を踏まえた上で監視いただければと思っております。

以上です。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

法令で示された基準についてどこまで追求できるのかということも含めまして、現場の状況に合わせてというところもあるかと思うんですけども、検討してまいりたいと思います。御意見をありがとうございます。

○武内委員長 犬猫のときもそうだったので恐らくなんですけど、環境省のほうで対応窓口みたいなをつくるのではないかという気もしています。そういうところに情報を上げていくというのは結構大切ではないかと思っていて、犬猫のときも微妙な案件があって、例えばこれは虐待なのか虐待じゃないのかとかも含めていろいろなものに対して疑問などが出てくる可能性はありますので。今、私がいいと思っているのは、行動診療をやっていてもそうですが、簡単にビデオを撮れる状況にあるので、割と状況を把握しや

すい。口で言われてもちょっと分からない部分が、写真でもいいんですが、例えば傷口を送ってくださいますかということもよくやりますし、そういう意味では、ビデオなり写真が結構使えるような状況になっている。

ただ、心配しているのは、それが個人情報に引っかけるとかどうなのかというのが分からないので、東京都が保持できるのかどうかという状況次第かとは思っています。そのような情報を蓄積していくと、新しい人が監視のときに、これは駄目なんだよ、これはいいんだよみたいなことを検索できると思います。特に変わった動物種に対しても分からないことが検索できるような、そういうものができていくと、非常によろしいんじゃないかと思っています。徐々にそういうものをつくり上げていくといいのではと思いました。

○栗原動物愛護管理専門課長 町屋委員も武内委員長も御意見をありがとうございます。

御意見とともに、事例蓄積につきまして、また新たな課題じゃないですけども、そういうことも含めて御提案いただきまして、ありがとうございます。

事例蓄積という点につきましては、行政間でのやり取り、取扱業については都内では東京都だけが持っている業務になりまして、八王子市、町田市、特別区では有していない業務ですけども、様々なところで連携をしています。併せて、今、遺棄・虐待のところも少し出てきましたけれども、そういったところも多頭飼育崩壊事例であったりとか、いろんな問題事例につきまして区市町村とも情報共有していくということは、今後も続けていきたい。今までも事例集とかで共有はしているんですけども、やっていきたいなと感じた次第でございます。

あと自治体間の共有ということにつきましては、同種の事業所の協議体だったりとかいろんなところで情報共有はされているところがございますので、一歩進んだところが今後必要になってくるというところがあれば、またそれも検討していくところかなというふうに考えました。ありがとうございます。

○武内委員長 何かデジタル共有ができていくといいのかなというふうに、ライブラリじゃないですけども、そういうものがつくれるといいのかと思います。

続いて4番のほうに移らせていただいてもいいですか。4番のほうで御意見等がありましたら、聞かせてください。

岩浪委員、どうぞ。

○岩浪委員 ペットの防災のところなんですけれども、実は先日、ペットを飼っていない方とお話をする機会がありまして、連れてきてほしくない、避難するなら違う区に行ってくれというふうに言われまして、ぜひ、ペットを飼っている方への普及啓発というのは行われていまして、認知度が上がっているというお話だったんですけども、飼っていない方への普及啓発というところも併せてお願いできればなと思っております。

避難所運営会議とか地域で行っているかとは思いますが、やはりそこでも区のペット防災ってどうなっているんだろうということで質問があったときに、避難でき

ませんと答えた職員がいたとも聞いております。職員さんの中でも保健所なのか防災担当部署なのかとかというところで、縦割りのところもありますし、そこでやはり声を上げてくださったのが地域地域と言ってるさいかもしれないんですけど、実は町会長さんだったりしたんですね、去年とか今年とか。地域の方に協力していただいて、地域の方から声を上げていただくような何か取組というのがあるといいのかなというふうに思いましたので、最後に一言お話をさせていただきました。ありがとうございました。

○武内委員長 事務局さん、お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。今いただいた御意見の一つとして、飼っていない人への啓発も大事だよねというところ、これは施策の方向性の災害への備えと発災時の危機管理体制の強化の2番目の普及啓発の充実というところで、添えられるかどうかというか、そこに入れるべき、そこをこのように充実してほしいというような御意見ということでよろしいでしょうか。

それとあと、避難所に集まってこられるペットを飼っている割合からしますと、一緒にいたくないわという避難所で大方、八、九割の方がペットを飼っていない方になると思われま。そうなったときにどうなのかというところで、実は都政モニターアンケートでも調査をしております、同行避難をしてきたときに受け入れられるかというのを、参考資料13の19ページ問9のところでも紹介しているところなんですけども、様々な御意見があります。別のところならいいよと言っている人もいれば、アレルギーだから嫌だという方もいらっしゃいますし、その辺の管理を管理者側として、全員が納得というのはなかなか難しいと思いますが、妥協して受け入れられるような体制整備を区市町村も考えていっているかと思しますので、そういったところの情報共有は今後も続けていきたいですし、やっていかないとということ。それは区市町村への支援という形で、今、同行避難訓練実施と書いてあるんですけど、区市町村への支援についてはそういったところも含めて丁寧に書いていくべきというような御意見でよろしいでしょうか。

○岩浪委員 ありがとうございます。私も犬を飼っていますので、同行避難というのはとてもありがたいところではあるんですけども、どうしても家族なので、かわいそうなので、かわいいのでということでの周知がすごく多くなっている中なので、同行避難があることでこんなに地域が安全に保たれますよみたいなどころも少し強めにお願いできればと思います。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

放浪動物をなくすというのは、行政として災害時に一番に考えていかなきゃいけない業務となっておりますので、その点はきちんとお伝えできるようにするというところで御意見を承りました。ありがとうございます。

○武内委員長 ほかはいかがでしょうか。

町屋委員、お願いします。

○町屋委員 もしかしたら施策展開の方向性の3にもつながるところかと思いますが、都

内では犬猫などの家庭動物だけじゃなくて、多種多様な野生動物などをペットとして飼養されているケースや動物カフェという形態などで珍しい動物が飼われているというケースがたくさんあるかと思っています。

これは、都市部特有の問題であって、本当に東京都は苦慮されていると思っています。特に、動物カフェなんかは野生動物がたくさんおりますので、そういった野生動物が災害発生時に逸走しないための対策や、その動物を安全に避難させることが想定できているかということまで考えずに飼養されているという現状を見直す意味でも、しっかりと防災対策を講じる必要性、特にエキゾチックアニマルになってくると避難所に受け入れられない可能性は高いですので、「自助」の考え方をしっかりとお伝えいただければなと思っています。犬猫とまた異なる啓発というのが必要になるのではと考えています。

○武内委員長 お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。今、おっしゃっていただいた犬猫以外の動物への取扱いも考えていかなきゃというところなんですけれども、実際、避難の実例とかは見聞きしている中で、小鳥が来たりハムスターが来たりカメレオンが来たりということで、小型の動物については避難事例として耳にすることがよくありましたけれども、そうではない動物もたくさん飼われている実態があるかと思っています。

あと、取扱業者の避難ということについては、多分、犬猫であっても、多頭数を避難所にとというのはなかなか難しいところもあるかと思っています。そういった意味で、多くの動物を抱えている事業者であったり、飼い主であったりというところ、災害時の対応についてどうなっているのかという意識向上ですね。認識していただくというところについて徹底をしていくというところで、これも先ほどの飼っていない人への普及というところがありましたけれども、こちらのほうに反映させるようなところがあったほうが良いという御意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○武内委員長 徐々に中間報告の行が増えてきても分かりにくくなってしまいかもしれないですが、実際にやっているかどうかは国の動向を踏まえた検討が始まった時点でチェックしていくという形でもいいんじゃないかとは思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

時間も過ぎてきているんですけども、どうしてもこれだけは言っておきたいということがありましたらお受けしますが、よろしいでしょうか。いいですか。

(なし)

○武内委員長 申し訳ありませんが、時間が押してしまっていますので、これで本日の小委員会を終了いたしたいと思っています。進行を事務局のほうにお戻しします。

○栗原動物愛護管理専門課長 武内委員長におかれましては、進行の労をお取りいただきましてありがとうございます。委員の皆様も、熱い御討議をいただきまして、時間に限りがございますが、誠にありがとうございます。本日、皆様から頂戴した御意見につきましては、次回小委員会でお示しする資料に

中間報告をまとめていく形になると思いますが、そこに反映させていただきたいと思  
います。

次回の小委員会につきましては、現在、日程調整中のところでございますが、来月  
早々、来月はもう新しい年を迎えるところになりますけれども、来年早々御連絡を差  
上げますので、御出席のほど、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日、これをもちまして小委員会を閉会いたします。委員の皆様、どうも  
ありがとうございました。

(午後0時11分 閉会)